



高岡市移住新婚世帯家賃支援金の創設について

高岡市への移住のきっかけづくりと移住後の定住促進を図るとともに、結婚に伴い新生活を開始する新婚世帯の経済的負担を軽減し、若年層の市内定着を促進することを目的とし、新たに「移住新婚世帯家賃支援金」を創設しました。

1 交付金額

- ・補助額：月額家賃の2分の1（上限25,000円／月）
- ・補助期間：最長2年間
- ・補助総額上限：600,000円

2 補助対象経費

- ・高岡市内の民間賃貸住宅の家賃（共益費、駐車場代、光熱水費を除く）
※世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅は対象外。

3 補助対象世帯（以下の①～⑤をすべて満たす方）

- ①初回申請時において、婚姻届提出後1年以内かつ夫婦のいずれかまたは両方が40歳未満の夫婦であること
- ②夫婦のいずれかまたは両方が県外から高岡市へ転入して1年以内であること
- ③高岡市内の民間賃貸住宅に居住していること
- ④申請者および同一世帯員に市税等の滞納がないこと
- ⑤他の公的制度による同種の家賃補助を受けていないこと

4 申請期間

令和9年3月31日まで ※予算上限に達し次第、受付終了

5 その他

受付開始日：令和8年5月1日

問い合わせ：高岡市市長政策部チェンジ推進課

MAIL：change@city.takaoka.lg.jp

TEL：20-1101、TEL：20-1670

高岡市移住新婚世帯家賃支援金



県外から高岡市へ
移住する新婚世帯に

**最大
60万円**
家賃を補助します

※最大25,000円×最長24か月

補助金額

月額家賃の**半額** (25,000円上限)

補助期間

交付申請の翌月から最大**24か月**

申請期限

婚姻届提出日から**1年以内**
※予算上限に達し次第終了

補助金の対象世帯

新婚

- 申請時に婚姻後1年以内
- 夫婦いずれかが40歳未満

移住

- 夫婦のいずれかまたは両方が県外から高岡市へ転入して1年以内

住宅

- 市内の民間賃貸住宅に居住

対象要件の
詳細は
裏面をご確認
ください

詳細は下記までお問い合わせください

高岡市
チェンジ推進課

☎ 0766 - 20 - 1101
✉ change@city.takaoka.lg.jp

高岡市の
移住に関する
情報全般は
コチラ



対象となる世帯(チェックリスト)

次のすべてに該当する世帯が対象です

- 申請時点で婚姻後1年以内の世帯
- 夫婦のいずれかが満40歳未満
- 夫婦のいずれか又は両方が県外から高岡市へ転入して1年以内
- 高岡市内の民間賃貸住宅に居住している
- 住民票を移した日から5年以上定住する意思がある
- 世帯全員に市税の滞納がない
- 世帯員が暴力団員等でない
- 生活保護を受けていない
- 外国人を含む場合は永住権を有している
- 他の公的制度による同種の家賃補助を受けていない

対象となる住宅

- 市内の民間賃貸住宅

※公営住宅、社宅・寮、親族が所有する住宅、契約期間が2年未満の住宅(継続見込み除く)は対象外

補助対象経費

- 家賃
(共益費・駐車場代・光熱費は除く)

※住宅手当は差し引いて計算

申請に必要な書類

申請時

- 交付申請書
- 賃貸借契約書の写し
- 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)
- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の所得証明書
- 世帯全員の完納証明書
- 住宅手当が分かる書類(給与明細等)

補助金交付までの流れ

- ① 高岡市へ転入
- ② 民間賃貸住宅に入居
- ③ 支援金を申請
- ④ 審査・交付決定
- ⑤ 家賃支払い後、補助金交付